

都道府県をまたぐ移動の際の留意事項に係る呼びかけについて

令和3年9月28日

国土交通省

令和3年9月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全面的に解除されることとなった。一方、基本的対処方針では、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けること、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動していただくこと、帰省や旅行など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することが示された。

また、その他の県においても、帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底することが示された。

上記状況を勘案し、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症対策に関する呼びかけについては、当面の間次の通り対応するものとする。

呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客線ターミナル
- ・ SA・PA、道の駅

呼びかけ内容

（1）緊急事態措置区域から除外された都道府県

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、混雑している場所や時間

を避けて少人数で行動していただくことや、帰省や旅行など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するようお願いいたします。

（２）それ以外の県

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。新型コロナウイルスの感染防止の観点から、帰省や旅行など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えていただきますよう、お願いいたします。